

第1回契約監視委員会点検等の概要

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)により、環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成22年1月22日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・見直しを行った。

1. 20年度随意契約等の点検等

20年度に締結した随意契約25件について、随意契約理由の妥当性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

[点検結果]

- ・競争的契約に移行するもの 7件
- ・随意契約として継続するもの 5件
- ・特段の指摘なし(20年度限りのもの) 13件
- 計 25件

[意見]

- ・ 随意契約として継続する「低公害車フェア」の実施主体である実行委員会(契約相手先)の意思決定のメカニズム等については、検討すること。

2. 一者応札・一者応募の点検等

20年度に一者応札等となった28件について、公告期間の適正性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、現状及び機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

[点検結果]

- ・公告期間の見直し(適正な期間の確保) 10件
- ・参加条件の変更(参加資格の緩和) 2件
- ・その他(業者の準備期間の確保) 2件
- ・その他の見直し(20年度限りで取りやめるもの) 1件
- ・特段の指摘なし 17件
- 計 28件

(※点検結果については、重複して見直しがあるため計と一致しない。)

[意見]

- ・ 入札説明会の参加を資格条件とする場合、説明会開催日から入札までの標準的な期間を検討すべき。